

川崎市様における市営住宅使用料の誤徴収に関するお詫びについて

株式会社アイネス（以下 当社）が神奈川県川崎市（以下 川崎市）様より受託いたしました、「川崎市市営住宅総合管理システム運用保守及び改修等業務」におきまして、当社のシステム設定作業の不備により、令和4年度以降の市営住宅使用料について、計9世帯、371,600円の徴収不足が発生していたことが判明しました。

市民の皆様の生活に直結する当該システム業務において、正常な運用を実現できず、川崎市民の皆様および川崎市様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

本事象の原因は、令和3年度のシステム改修作業において、給与所得に適用する所得金額調整控除額の計算に関するシステム上の設定漏れがあったことによるものです。

具体的には、公的年金と給与を併給されている方に対し、市営住宅制度独自の基準日（年齢判定）に基づく所得算定を行う処理において、設定漏れがあり、本来の給与所得額よりも少ない額で収入認定を行う形となっていました。

これにより、一部世帯の市営住宅使用料が正しく計算されておりませんでした。本事象の原因となったシステム上の不具合は、既に修正を完了しております。

なお、当該事象は川崎市様向けシステム固有の設定箇所で発生したものであり、同様のシステムをご利用の他の自治体様へ影響が無いことを確認しております。

現在、当社では自治体業務システムの標準化対応を経営の最重要課題と位置づけ、自社システムの品質確保に向けた積極的な投資と体制強化を推進しております。

そのような中で発生した本事象を重く受け止め、自社システムの安全性と信頼性を最優先事項とし、品質維持・向上に必要な経営資源を重点的に投入してまいります。

当社では、全社を挙げて再発防止の徹底を図るとともに、信頼回復に向けて誠心誠意取り組んでまいります。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社アイネス 経営企画部 E-mail : koho@ines.co.jp

以上